昭和53年10月14日　第３種郵便物認可　平成15年２月15日発行第314号　毎月１回15日発行

行政とちぎ

発光路強飯式（粟野町）

2003. 2
No.314

－目　次－

□非継続性へチャレンジ …… 2
□新年の賀詞交歓について・
　業務研修会（全体研修）開催 …… 3
□風俗・保健研修会開催・
　相続研修会開催・書士会日誌 …… 4
□行政手続きオンライン化
　関係三法等に関して …… 5～6
□官報抜粋 …… 7
□平成１４年風俗営業所調査実施件数等・他 …8～9
□個別リサイクルの現状と動向 …… 10～15
□平成１５年建設業法による
　技術検定の実施予定 …… 16
□業務研修会日程のお知らせ …… 17
□支局情報・快晴 …… 18
□支局かわら版 …… 19
□交差点 …… 20
□アドちゃん談話室・政連だより …… 21
□会員の動き・お知らせ …… 22

栃木県行政書士会

非継続性へチャレンジ！！

業務開発部副部長　前沢　真一

１５年程前、とある経済関係の雑誌の中に、今後１０年間で「伸びる業種」と「伸びない業種」なる記事を見た記憶を思い出しました。１４～５年前のバブル経済の最中にあったにも関らず、その内容は「建設業・不動産業」は漸減の方向へ、そして「廃棄物関係」は急激な伸び、「事務代行」は漸増というものであった様な記事でありました。

まるで、現在の混迷した日本経済を予期していた様であり、特に建設業・不動産業の漸減の方向という点は、現在の不景気の根源を指し示している様なものでありました。

平成の大不況といわれるようになり早１０数年、また失われた１０年ともいわれて久しく、未だ先が見えない状況。我々の周囲でも銀行の破綻・会社の倒産・資産デフレ・リストラ・吸収合併等々重苦しい言葉が飛び交い、深刻な不景気風が猛威をふるっております。

然し乍ら、この様な不況下にあっても着実に成長している業種がありますし、また同じ不況業種であっても着実なる成長を遂げている方もおります。その様な業績を伸ばしている人達に、ひとつの共通した特徴があると言われております。それは「非継続性へチャレンジ」という事でありましょう。あまり聞き慣れない言葉でありますが、その非継続性へのチャレンジという事を言い換えれば、継続性の打破という事であります。これは既成概念・既成業務を捨て、新たなものへチャレンジする事を意味します。

日々刻々と変化を遂げている現代社会においては、不変・停滞していては何も得られない、ともすれば破綻への道を自動的に歩んでしまう事になります。社会状況は刻々と、また劇的に変化しております。その社会情勢の大変革は、あたかも怒涛に荒れる大海に漕ぎ出した木の葉のような小船の様であります。しかしその小船をしっかりと漕ぎ続けなければ飲み込まれてしまう。すなわちこれらの状況を正しく見抜き、果敢にチャレンジし勝ち抜いていかなければ、生き残れないという事を意味します。

我々行政書士も、ＩＴ（InformationTechnology）の急激な発展、またそのような新しい技術の導入は、今後の展望を大きく左右するものであると言えましょうし、また加えて法律改正により加速度的に、その環境は大きく変化しています。その中で生きて行く為には、早急に既成概念・既成業務から離脱し、新しい方向へ舵を切り直す事が最重要でありましょう。

「不景気のあとは必ず発展するもの。不景気もまた生成発展の一つの過程であると考えられる。」と松下幸之助先生の金言にある様に、いまからでも遅くないＩＴという列車に乗り遅れない為に、そして「非継続性へチャレンジを！！」

新年の賀詞交歓について

日本行政書士会連合会と政治連盟による賀詞交歓会が１月２４日午前１１時から東京永田町のキャピタル東急ホテルで開催された。

栃木会からは正副会長と総務部関係及び日行連、日政連の役員が出席。その概要について報告します。

交歓会には来賓として国会議員の臨席を願ったところですが、国会が開催中で多忙な中、特に行政書士のためにと寸時を割愛され、片山総務大臣を始め行政書士制度推進議員連盟の自由民主党野中広務先生を始め各政党の議員連盟会長と多くの議員先生方の臨席があり感激一入でした。

書士会からは各単会の役員等の出席により盛大な会合となった。

会合は、受付にて出席者の名札が交付され胸に付け、書士会役員の菊花飾を胸に横一列となり歓迎の中の会場入りは一寸面映ゆさを感じたものでした。

会は日行連の総務担当者が司会で開会、盛武会長は新年の祝詞に添え、「昨年度に永年の懸案であり念願であった代理権の確立を電子手続等についても光明が見られるなど、国会議員の先生方による理解とご尽力により新年に向って大きな弾みを得られた。更に今後もご指導とご支援を願ってやまない」と感謝を述べた。

来賓の片山総務大臣から祝辞に併せて行政書士制度の充実、特に国民に最も身近かな法律の専門家としての十分活用を計るべく配慮して参りたいとの言葉がいただけた。

又議員連盟の各党会長方からも激励と支援を力強く述べられた。

次に来賓代表者と会長が揃いの法被に身をまとい威勢よい鏡割りがあり、その樽酒の一合升により乾杯、続いてブロック毎にテーブルを囲んで立食パーティーとなり、各立身国会議員と書士会員の懇談の宴席が和かな雰囲気で続けられ、意義深い交歓会であった。

終了後、各出席者に記念品として内閣総理大臣の色紙が贈られ会は閉じられた。

（広報部　秋田　豊）

業務研修会（全体研修）開催

平成１５年１月２０日午後１時３０分から、栃木県教育会館において研修会を開催した。

行政書士は書類を作成することを主な業務とするものであるが、今回の研修会は申請書や添付書類を適正に作成すること、そして、その結果の持つ意味を知るために、及び、規制緩和の動向を知ることにより今後の業務に資することのために科目編成をしたものである。

第１時限目は、財団法人建設業情報管理センター栃木県支部支部長高橋実様、同センター調査員向後明広様を講師に次のとおり行われた。

（１）経営状況分析申請の注意点について

（２）経営状況分析終了通知書の見方について

第２時限目は、「栃木県における規制緩和の動向について」の研修が行われた。栃木県議会議員　加藤緑平様（栃木県行政書士会の会員でもあります。）を講師に次のとおり行われた。

（１）栃木県の県土利用等の現況について

（２）今後の県土利用の課題と方向について

（３）市街化調整区域における立地基準の見直し等々について

（業務研修部担当副会長　横山　真）

風俗・保健研修会開催

平成１５年１月２４日（金）午後３時から、行政書士会館に於いて産業廃棄物収集運搬業の許可申請についての研修会が開催されました。

講師は業務研修部専門委員の鈴木宏昌会員が担当し、昨年定められた産業廃棄物収集運搬業許可に係る審査基準を基に、申請様式の改正点や申請書の記載の仕方など丁寧な講義であり、実務に役立つ内容でありました。（業務研修部）

相続研修会開催

平成１５年１月２９日午後３時から、行政書士会館において研修会を開催した。

行政書士　横山真氏を講師に、行政書士が行う「相続」手続について次により行われた。

（１）相続制度の概要
（２）遺産分割協議書の作成
（３）戸籍制度の変遷と戸籍の見方

（業務研修部）

書士会日誌

―― 1月（主なもの） ――

6日	月	宇都宮市賀詞交歓会	会長　須永副会長　岸部長　小室部長　岡井副部長　前沢副部長 金敷理事　市川理事　鈴木支部長　小林（幸）副支部長 鈴木（宏）副支部長　工藤副支部長
7日	火	新年挨拶回り	会長　金敷理事
8日	水	総務部・選挙管理委員会合同会議	会長 宮嶋副会長 岡井副部長 金敷理事 石川委員長 松浦副委員長 新井委員　川田委員　松井委員　福田（俊）委員　西宮委員 大槻委員　福田（勝）委員　竹沢委員
		編集会議	鈴木部長 坂内副部長 秋田理事　小林理事　嶋崎専門委員 新井専門委員
9日	木	新年挨拶回り	会長　岡井副部長　金敷理事
10日	金	栃木県風俗環境浄化協会との連絡会	会長　横山副会長　岸部長
11日	土	千葉県行政書士会新年賀詞交歓会	会長
15日	水	埼玉県行政書士会新年賀詞交歓会	宮嶋副会長
		宇都宮市道路維持課訪問	前沢副部長　石井主任
16日	木	神奈川県行政書士会新年賀詞交歓会	会長
		群馬県行政書士会新年賀詞交歓会	須永副会長
17日	金	東京都行政書士会新年賀詞交歓会	岸日行連理事
		軽自動車協会との連絡会	会長　宮嶋副会長　車庫証明運営協議会長・他３名
		業務研修会（パソコン）	風間専門委員　工藤専門委員
20日	月	業務研修部全体研修会	横山副会長　岸部長
22日	水	宇都宮市農業委員会との打合せ	渡辺（真）専門委員　池葉専門委員
24日	金	日本行政書士連合会賀詞交歓会	会長 岸日行連理事 宮嶋副会長 浅野副会長 森部長 鈴木部長 小室部長 岡井副部長 前沢副部長 金敷委員長 秋田日政連幹事 住吉日行連相談役
		業務研修会（産廃）	市川理事　講師：鈴木（宏）専門委員
25日	土	黄綬褒章受章記念祝賀会（浅井氏）	会長
		車庫証明宇都宮センター新年会	会長
28日	火	編集会議	浅野副会長　鈴木部長　坂内副部長　秋田理事　小林理事 嶋崎専門委員　新井専門委員
29日	水	業務研修会（相続）	講師：横山副会長

日行連発第９０号
平成１５年２月３日

理　事
各　　殿
単位会長

日本行政書士会連合会
会 長　盛 武　隆

行政手続オンライン化関係三法等に関して（ご連絡）

標記法案について、総務省が各都道府県知事宛に発信した下記の文書の写しを受理したのでご連絡いたします。

記

１．行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等（行政書士法関係）の施行について（通知）

第１　整備法による法の一部改正に関する事項
（電磁的記録の作成業務等の位置付け、および行政書士でない者の業務制限の除外規定）

第２　施行法による法の一部改正に関する事項
（日本郵政公社法施行法の公布に伴う行政書士となる公務員等資格）

【参考資料】
平成１５年１月３１日付官報より関係箇所の抜粋

㊨

総行行第１３号
平成１５年２月３日

各都道府県知事　殿

総務事務次官

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律等（行政書士法関係）の施行について（通知）

「行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成１４年法律第１５２号。以下「整備法」という。）が平成１４年１２月１３日に公布され、平成１５年２月３日から施行されました。

この整備法による行政書士法（昭和２６年法律第４号。以下「法」という。）の一部改正（整備法第１２条）は、行政書士の業務に「電磁的記録の作成」等を新たに位置付けることなどをその内容とするものです。

また、日本郵政公社法施行法（平成１４年法律第９８号。以下「施行法」という。）が平成１４年７月３１日に公布され、平成１５年４月１日から施行されることとされています。

この施行法による法の一部改正（施行法第５７条）は、公務員等が行政書士となる資格を有するための所要の期間に日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間を含めることなどをその内容とするものです。

これらの改正点の概要及び留意すべき事項は下記のとおりですので、その施行につき遺漏のないよう格別の配慮をされるとともに、関係団体に対しても改正の趣旨の徹底について御指導されるようお願いいたします。

記

第１　整備法による法の一部改正に関する事項

１　電磁的記録の作成業務等の位置付け

官公署に提出する電磁的記録その他権利義務又は事実証明に関する電磁的記録の作成業務を行政書士の業務として新たに位置づけたこと（法第１条の２関係）。また、官公署に提出する電磁的記録を官公署に提出する手続についての代理業務、契約その他に関する電磁的記録を代理人として作成する業務、電磁的記録の作成についての相談業務を行政書士の業務として新たに加えたこと（法第１条の３関係）。

これは、「書面の作成」等の業務規定を持つ国家資格制度について、「電磁的記録の作成」も当該資格制度の業務範囲とするとの整備法の整備方針を受けたものであること。

２　行政書士でない者の業務制度の除外規定

定型的かつ容易に行えるものとして総務省令で定める行政手続については、当該手続に関して相当の経験又は能力を有する者として総務省令で定める者が電磁的記録の作成業務を行うことができるとしたこと（法第１９条第１項関係）。

なお、総務省令で定める手続について、総務省令で定める者が他人の依頼を受け報酬を得て行うことが認められるのは電磁的記録の作成のみであり、書類（電磁的記録でないもの）の作成を行うことは行政書士法違反となることに留意すること。

第２　施行法による法の一部改正に関する事項

行政書士となる資格に、国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間に加えて、日本郵政公社の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間をも通算して２０年以上（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）による高等学校を卒業した者その他同法第５６条に規定する者にあっては１７年以上）になる者を加えることとしたこと（法第２条関係）。

また、欠格事由について、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から２年を経過しない公務員（特定独立行政法人の役員又は職員を含む。）に日本郵政公社の役員又は職員を含むこととしたこと（法第５条関係）。

これは、日本郵政公社が行う事業の位置付けや日本郵政公社の役職員は引き続き国家公務員の身分を有することによるものであること。

平成15年1月31日（金）官報抜粋

明治二十五年二月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
財務省印刷局発行

目次

〔政令〕

○住民基本台帳法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二〇）
○住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令（二一）
○公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（二二）
○研究交流促進法施行令の一部を改正する政令（二三）
○電波法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（二四）
○電波法関係手数料令の一部を改正する政令（二五）
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日を定める政令（二六）
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（二七）
○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（二八）

本号で公布された法令のあらまし

◇行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行期日を定める政令（政令第二六号）（総務省）

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成一四年法律第一五一号）の施行期日は、平成一五年二月三日とすることとした。

◇行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行令（政令第二七号）（総務省）

1　行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成一四年法律第一五一号。以下「法」という。）の対象となる行政機関等のうち、法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人（独立行政法人を除く。）又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人を具体的に定めることとした。（第一条関係）

2　法第二条第六号の申請等の定義から除かれる犯則事件の範囲を定めることとした。（第二条関係）

3　この政令は、法の施行の日（平成一五年二月三日）から施行することとした。ただし、第一条中日本郵政公社に係る部分は、平成一五年四月一日から施行することとした。

◇行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律及び行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（政令第二八号）（総務省）

1　既に電子情報処理組織等による手続等を行っている法律等と行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成一四年法律第一五一号。以下「情報通信技術利用法」という。）との適用関係に関して、次のとおり関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

既に電子情報処理組織等による手続等について法律上の規定整備を行っている法律と情報通信技術利用法との適用関係の整理に係る規定整備を行うことに伴う関係政令の規定整備

住民基本台帳法施行令（昭和四二年政令第二九二号）等一一政令

既に書面等の作成等に代わる電磁的記録による作成等について政令上の規定整備を行っている政令と情報通信技術利用法との適用関係の整理に伴う当該政令の規定整備

毒物及び劇物取締法施行令（昭和三〇年政令第二六一号）等二政令

2　手続の簡素化を行うことに伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

特別会計ノ恩給負担金ヲ一般会計ニ繰入ルルコトニ関スル法律ノ施行ニ関スル件（昭和六年勅令第二〇三号）等七政令

3　歳入又は歳出の電子化に伴い、関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

地方自治法施行令（昭和二二年政令第一六号）等一一政令

4　この政令は、情報通信技術利用法の施行の日（平成一五年二月三日）から施行することとした。

※　なお、詳しい内容を知りたい方は官報のホームページをご覧になるか（下記参照）、事務局までお問い合わせください。

☎　028-635-1411

官報URL
http://kanpou.pb-mof.go.jp/

平成14年 風俗営業所調査実施件数

1. 調査期間

平成１４年１月から１２月の間

2. 実施件数

実施総件数　　１３９件

内　訳

新規申請　　１１９件

変更承認　　２０件

3. 業種別実施数

業　　種	新　　規	変更承認
キャバレー	８件	
料　理　店	１１件	
カフェー	６３件	
ぱちんこ屋	１５件	１５件
まあじゃん屋	１１件	
ゲーム機設置営業	１１件	５件
	１１９件	２０件

4. 署別実施数

署別 業種	中央	東	南	小山	足利	栃木	佐野	真岡	大田原	黒磯	今市	日光	黒羽
キャバレー	3			1				1	2				1
料理店		1		5	1				2	1	1		
カフェー	23	22	1	7	5		1	1(3)	4				
ぱちんこ屋	(3)	3(1)	4(1)	1(2)	1(1)	1(3)	(2)		1		2	1	
まあじゃん屋	1	4(3)		2		3					1		
ゲーム機設置営業	4	5	1	1(2)									
計	31 (3)	35 (4)	6 (1)	17 (4)	7 (1)	4 (2)	1 (2)	2 (3)	9	1	4	1	1

※（）内は変更承認数

風俗営業所から保護対象施設の基準距離

1 風俗営業業種

1号営業	キャバレー
2号営業	料理店・カフェー
3号営業	ナイトクラブ
4号営業	ダンスホール
5号営業	喫茶店・バー（低照度営業）
6号営業	〃　〃（区画席営業）
7号営業	ぱちんこ屋・まあじゃん屋
8号営業	ゲーム機設置営業

2 営業所から保護対象施設までの距離

(1) 第1種営業

1号営業　キャバレー、　3号営業　ナイトクラブ
4号営業　ダンスホール、7号営業　ぱちんこ屋
8号営業　ゲーム機設置営業

	学校・児童施設	図書館・病院等	幼稚園・保育所
□ 商業地域	50m	40m	30m
□ 準工業地域	80m	50m	40m
□ 温泉地域	80m	50m	40m
□ その他	100m	70m	60m

(2) 第2種営業

2号営業　料理店・カフェー、5号営業　喫茶店・バー（低照度営業）
6号営業　喫茶店・バー（区画席営業）、7号営業　まあじゃん屋

	学校・児童施設	図書館・病院等	幼稚園・保育所
□ 商業地域	40m	30m	20m
□ 準工業地域	60m	40m	30m
□ 温泉地域	60m	40m	30m
□ その他	80m	60m	40m

― 栃木県風俗環境浄化協会様より提供していただいた資料です ―

個別リサイクルの現状と動向

平成１４年１２月６日
環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部
企画課　リサイクル推進室

１.循環型社会の形成に関する法体系

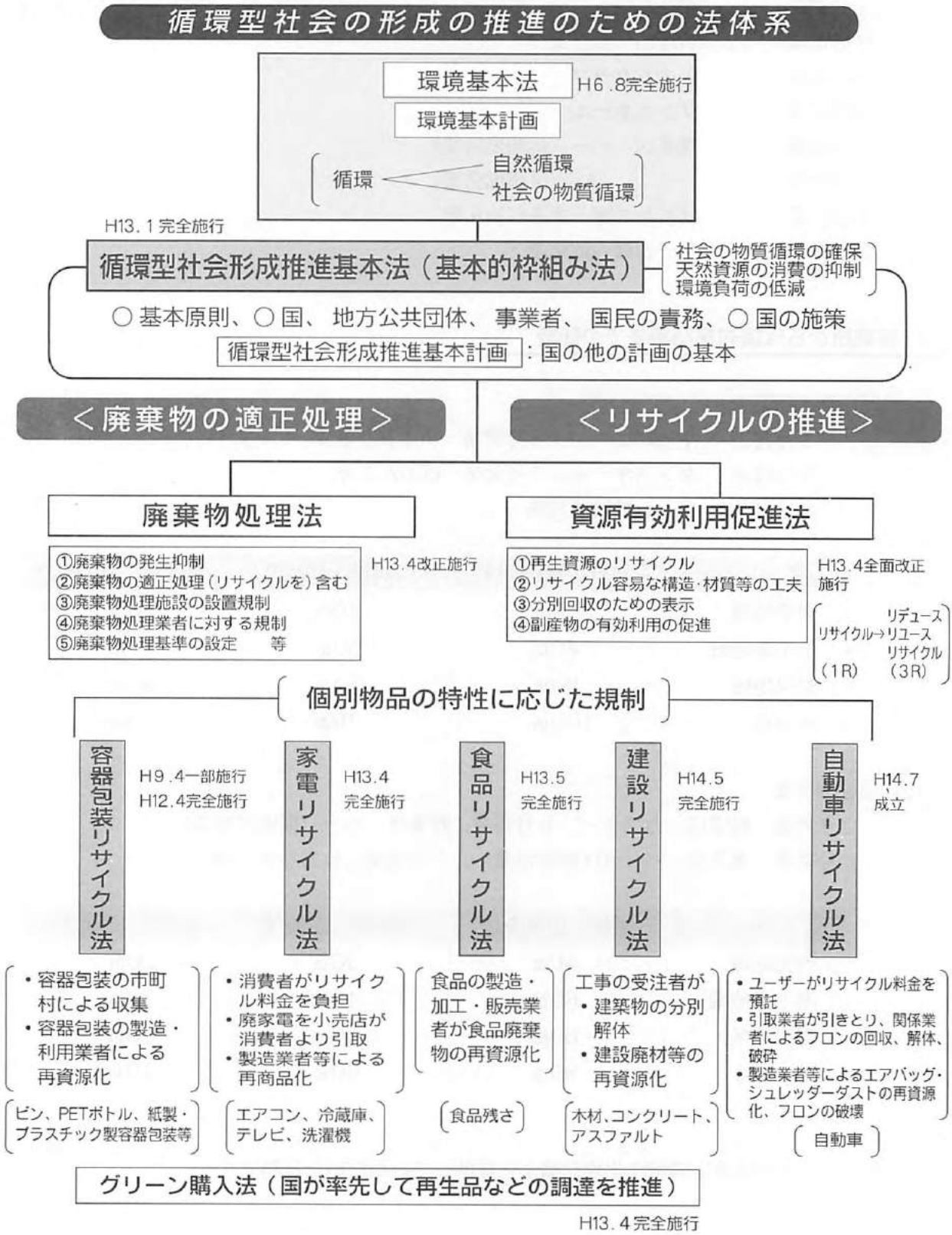

廃棄物・リサイクル関連法施行状況等一覧

循環基本法
平成12年6月 公布・白書等施行 → 平成13年1月 完全施行 → 平成14年4月 指針について意見具申（中環審） → 平成15年10月 基本計画 閣議決定

改正廃掃法
平成12年6月 公布・廃棄物処理センター部分等施行 → 平成12年10月 許可要件の強化等施行 → 平成13年4月 マニフェスト記載事項 野外焼却の原則禁止等完全施行 基本方針公布

容器包装リサイクル法
平成7年6月公布、平成8年3月基本方針公布、平成12年4月完全施行

家電リサイクル法
平成10年6月公布、平成11年6月基本方針公布、平成13年4月完全施行

建設リサイクル法
平成12年5月 公布 → 平成12年11月 基本方針等施行 政令公布 → 平成13年1月 基本方針公布 → 平成13年5月 解体工事業者の登録等施行 → 平成14年5月 分別解体等・再資源化等の義務付け等完全施行

食品リサイクル法
平成12年6月 公布 → 平成13年5月 完全施行 基本方針公布

資源有効利用促進法
平成12年6月 公布 → 平成13年3月 政令公布・基本方針策定 → 平成13年4月 完全施行

自動車リサイクル法
平成14年7月 公布

グリーン購入法
平成12年5月 公布 → 平成13年1月 基本方針等の作成等施行 → 平成13年2月 基本方針策定 → 平成13年4月 調達方針作成等完全施行

●循環型社会形成推進基本法の概要●

1．形成すべき「循環型社会」の姿を明確に提示

「循環型社会」とは、①廃棄物等の発生抑制、②循環資源の循環的な利用及び③適正な処分が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会。

2．法の対象となる廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と定義

法の対象となる物を有価・無価を問わず「廃棄物等」とし、廃棄物等のうち有用なものを「循環資源」と位置づけ、その循環的な利用を促進。

3．処理の「優先順位」を初めて法定化

①発生抑制、②再使用、③再生利用、④熱回収、⑤適正処分との優先順位。

4．国、地方公共団体、事業者及び国民の役割分担を明確化

循環型社会の形成に向け、国、地方公共団体、事業者及び国民が全体で取り組んでいくため、これらの主体の責務を明確にする。特に、
①事業者・国民の「排出者責任」を明確化。
②生産者が、自ら生産する製品等について使用され廃棄物となった後まで一定の責任を負う「拡大生産者責任」の一般原則を確立。

5．政府が「循環型社会形成推進基本計画」を策定

循環型社会の形成を総合的・計画的に進めるため、政府は「循環型社会形成推進基本計画」を次のような仕組みで策定。
①計画素案は、平成14年4月1日までに中央環境審議会が意見を述べる指針に即して、環境大臣が策定。
②計画案の策定に当たっては、中央環境審議会の意見を聴取。
③計画は、政府一丸となった取組を確保するため、関係大臣と協議し、平成15年10月1日までに閣議決定により策定。
④計画は閣議決定後、これを国会に報告。
⑤計画の策定期限（平成15年10月1日）、5年ごとの見直しを明記。
⑥国の他の計画は、循環型社会形成推進基本計画を基本とする。

6．循環型社会の形成のための国の施策を明示

○廃棄物等の発生抑制のための措置
○「排出者責任」の徹底のための規制等の措置
○「拡大生産者責任」を踏まえた措置
（製品等の引取り・循環的な利用の実施、製品等に関する事前評価）
○再生品の使用の促進
○環境の保全上の支障が生じる場合、原因事業者にその原状回復等の費用を負担させる措置　　等

循環基本計画策定のスケジュール

平成13年1月6日

循環基本法の完全施行

平成13年6月（以降毎年作成・公表）

循環型社会白書(閣議決定)

基本計画策定後は、各種施策の進捗状況を循環白書でフオローアップ

↓

中央環境審議会（循環型社会計画部会）での指針案の審議

← 各界からのヒアリング

平成13年6～8月

← パブリック・コメント

平成13年11～12月

↓

中環審より環境大臣へ指針を意見具申

平成14年1月17日

↓

環境大臣による基本計画案の作成
→環境大臣より中環審へ諮問
→中環審での審議
→中環審より環境大臣への答申

← 各界からのヒアリング

平成14年2月
経済財政諮問会議循環型経済社会に関する専門調査会、産業構造審議会環境部会廃棄物・リサイクル小委員会企画WG

平成14年5月
農林水産省、経済産業省、国土交通省、警察庁

平成14年6月
独立行政法人　国立環境研究所

平成14年10月
地域ヒアリング（旭川、仙台、富山、京都、松山、佐世保）

← パブリック・コメント

↓

関係大臣へ基本計画案を協議

関係大臣

財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣

↓

閣議決定・国会報告・公表

平成15年3月末までに策定

法律の期限（平成15年10月1日）を前倒し

※以降、概ね5年毎に見直し

◆廃棄物処理法について

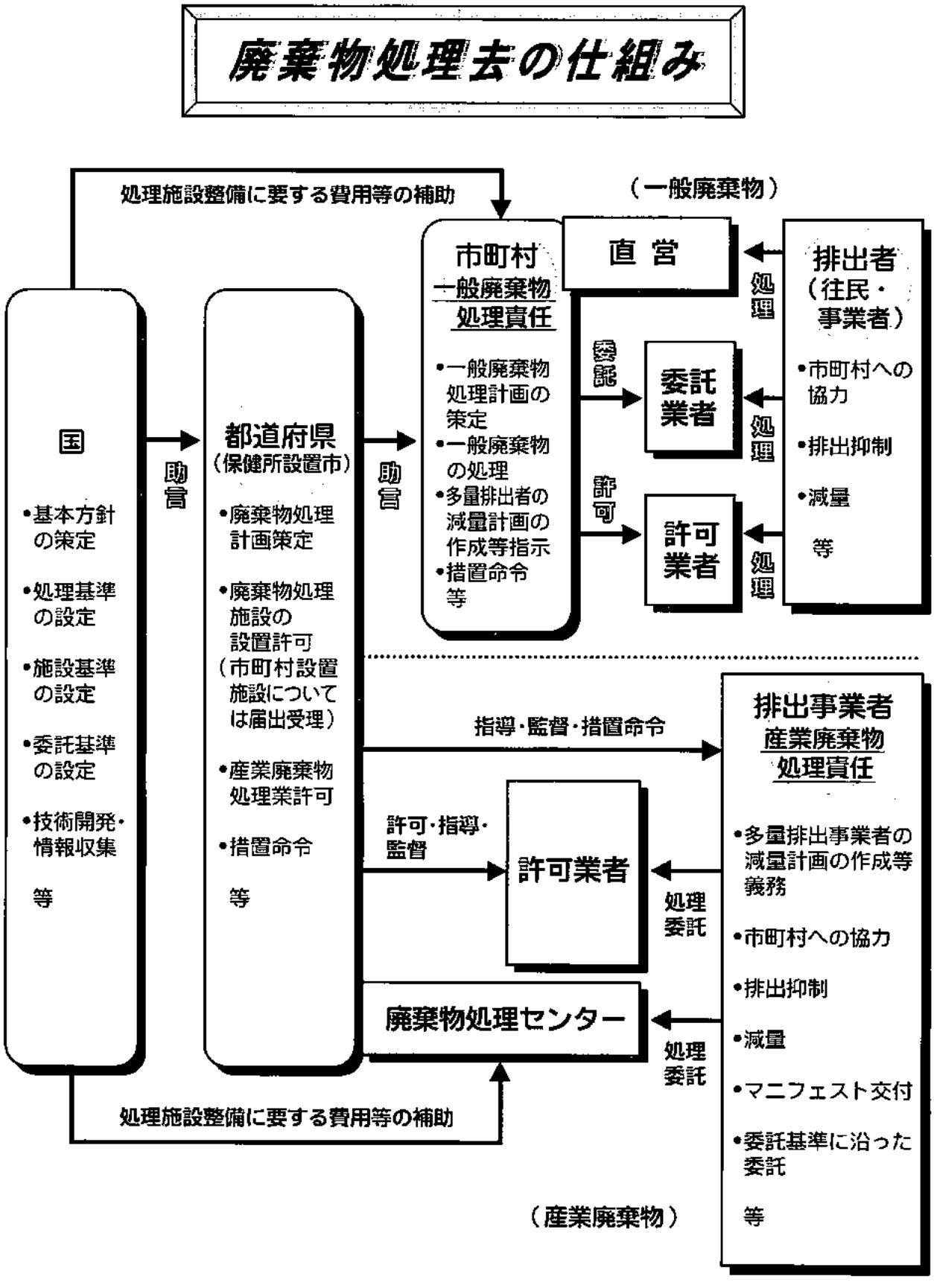
廃棄物処理法の仕組み
処理施設整備に要する費用等の補助
（一般廃棄物）
国
•基本方針の策定
•処理基準の設定
•施設基準の設定
•委託基準の設定
•技術開発・情報収集
等
助言
都道府県
（保健所設置市）
•廃棄物処理計画策定
•廃棄物処理施設の設置許可（市町村設置施設については届出受理）
•産業廃棄物処理業許可
•措置命令
等
助言
市町村
一般廃棄物処理責任
•一般廃棄物処理計画の策定
•一般廃棄物の処理
•多量排出者の減量計画の作成等指示
•措置命令
等
直営
委託
許可
委託業者
許可業者
処理
処理
処理
排出者
（住民・事業者）
•市町村への協力
•排出抑制
•減量
等
指導・監督・措置命令
許可・指導・監督
許可業者
処理委託
廃棄物処理センター
処理委託
排出事業者
産業廃棄物処理責任
•多量排出事業者の減量計画の作成等義務
•市町村への協力
•排出抑制
•減量
•マニフェスト交付
•委託基準に沿った委託
等
処理施設整備に要する費用等の補助
（産業廃棄物）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の主な改正内容

	平成３年改正	平成９年改正	平成１２年改正
廃棄物の発生抑制、再生利用	○法目的に発生抑制を明確化 ○廃棄物の処理の内容として「再生」を明示 ○多量排出事業者の処理計画の作成指示	○多量排出事業者の処理計画における減量の視点の明確化 ○再生利用認定制度の導入（一定の廃棄物のリサイクルについて、処理業や施設の設置の許可が不要となる環境大臣の認定制度）	○多量排出事業者の処理計画の策定の義務づけと公表
廃棄物の適正処理	○収集運搬業と処分業を区分け ○人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれのあるものについて特別管理廃棄物制度を導入	○処理業の欠格要件を拡充(暴力団対策、黒幕)	○処理業の欠格要件に暴力団関係者、暴力団によって支配されている法人を追加
廃棄物処理施設の設置	○設置について届出制から許可制へ移行	○生活環境影響調査の実施、申請書等の告示・縦覧、関係市町村長・利害関係者の意見聴取など施設の設置手続きの明確化 ○最終処分場の維持管理積立金制度の導入	○人的要件を追加 ○譲受け等の許可制の創設
排出事業者責任と原状回復措置	○特別管理産業廃棄物についてマニフェスト（管理票）の使用を義務づけ ○不法投棄された廃乗物の撤去命令の発動要件を緩和	○全ての産業廃棄物についてマニフェスト使用の義務付け、電子マニフェスト制度の導入 ○不法投棄された廃棄物の撤去命令の対象者を拡大（マニフェスト交付違反者等） ○都道府県知事、市町村長による原状回復の代執行に係るルール化 ○事業者等の自主的な拠出による産業廃棄物原状回復基金制度の導入	○排出事業者処理責任の徹底（注意義務） ○マニフェストにより最終処分（再生を含む）がなされたことまで確認することを義務付け ○不法投棄された廃棄物の撤去命令の対象者を大幅に拡大（一定の要件に該当する排出事業者、関与者等）
罰則	○不法投棄罪 ５０万円以下の罰金	○不法投棄罪 １０００万円（法人１億円）以下の罰金又は３年以下の懲役	○不法投棄罪 １０００万円（法人１億円）以下の罰金又は５年以下の懲役 ○マニフェスト不交付罪 ５０万円以下の罰金 ○組織犯罪による不法収益没収
公共関与による施設整備	○廃棄物処理センターの制度化		○廃棄物処理センターの国、地方公共団体の出資等に係る法人、ＰＦＩ事業者等指定要件の緩和

（参　考）

○廃棄物の区分と処理責任

区　　分	一般廃棄物（一廃）	産業廃棄物（産廃）
定　　義	家庭から出るごみ、し尿等を中心とする産業廃棄物以外の廃棄物	事業活動から生じる廃棄物のうち、汚泥、廃油、廃プラスチック類等20種類の廃棄物
処理責任	市町村	廃棄物を排出した事業者
総排出量（１１年度）	５，１４５万トン	４０，０００万トン

○廃棄物の処理の状況

①一般廃棄物の処理の状況

	平成元年度	平成５年度	平成１０年度	平成１１年度
ごみ減量化率	７８．４％	８５．６％	９２．５％	９３．３％
リサイクル率	３．１％	８．０％	１２．１％	１３．１％
最終処分率	３５．０％	３０．３％	２２．２％	２１．２％

②産業廃棄物の処理の状況

	平成２年度	平成５年度	平成１０年度	平成１１年度
減量化率	３９％	４０％	４４％	４５％
再生利用率	３８％	３９％	４２％	４３％
最終処分率	２３％	２１％	１４％	１２％

③最終処分量の残余容量の逼迫（平成１１年度）
　一般廃棄物　１２．３年分（首都圏１１．７年分）
　産業廃棄物　　３．７年分（首都圏　１．２年分）

④小口、多発、悪質化する不法投棄と大都市圏・地方の対立（平成１２年度）
　不法投棄件数　１，０２７件（４０．５万トン）

⑤廃棄物処理施設への住民の不信（平成８年度までの１０年間）
　産業廃棄物処理施設反対紛争件数　２３５件

平成14年3月における経営事項審査実施の日程について

栃木県土木部監理課建設業係

土木事務所名	審査予定日	土木事務所名	審査予定日
宇都宮	１３日（木）	栃木	１９日（水）
鹿沼	１４日（金）	大田原	１８日（火）
烏山	１３日（木）	日光	１４日（金）
矢板	１７日（月）	真岡	１７日（月）
足利	１７日（月）	佐野	１４日（金）

平成15年度建設業法による技術検定の実施予定

資格名	試験・研修名	申込受付期間	実施日程(時期)	指定試験機関
土　木 施工管理技士	1・2級 土木施工管理 技術検定試験	1級学科・2級 (3/3～3/17) 1級実地 (8/20～9/3)	1級学科試験 (7/6) 2級試験 (7/20) 1級実地試験 (10/5)	(財) 全国建設研修センター 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル TEL 03-3581-0138 (代) ◎ホームページ http://www.jctc.jp/
建　築 施工管理技士	1・2級 建築施工管理 技術検定試験	1級学科 (2/21～3/7) 1級実地・2級 (7/18～8/1)	1級学科試験 (6/8) 1級実地試験 (10/19) 2級試験 (11/9)	(財) 建設業振興基金 (試験研修本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 (代) ◎ホームページ http://www.kensetsu-kikin.or.jp/honbu/
管工事 施工管理技士	1・2級 管工事施工管理 技術検定試験	1級学科・2級 (5/7～5/21) 1級実地 (10/23～11/4)	1級学科試験 (9/7) 2級試験 (9/21) 1級実地試験 (12/7)	(財) 全国建設研修センター 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル TEL 03-3581-0139 (代) ◎ホームページ http://www.jctc.jp/
電気工事 施工管理技士	1・2級 電気工事施工管理 技術検定試験	1級 (2/21～3/7) 1級実地・2級 (7/18～8/1)	1級学科試験 (6/8) 1級実地試験 (10/19) 2級試験 (11/9)	(財) 建設業振興基金 (試験研修本部) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館 TEL 03-5473-1581 (代) ◎ホームページ http://www.kensetsu-kikin.or.jp/honbu/
造　園 施工管理技士	1・2級 造園施工管理 技術検定試験	1級学科・2級 (5/22～6/5) 1級実地 (10/23～11/4)	1級学科試験 (9/7) 2級試験 (9/21) 1級実地試験 (12/7)	(財) 全国建設研修センター 〒100-0014 東京都千代田区永田町1-11-30 サウスヒル永田町ビル TEL 03-3581-0139 (代) ◎ホームページ http://www.jctc.jp/
建設機械 施工技士	1・2級 建設機械施工 技術検定試験	1・2級 (3/24～4/14)	1・2級学科試験 (6/15) 1・2級実地試験 (8月下旬～ 9月下旬)	(社) 日本建設機械化協会 (虎ノ門分室) 〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-3 ヤマコビル7F TEL 03-3433-6141 (代) ◎ホームページ http://www.jcmanet.or.jp

業務研修会日程のお知らせ

２月、３月の研修会の日程は下記の通りになります。

会　場：行政書士会館

受講料：５００円（テキスト代含む）　　・研修時間帯：午後３時から午後５時

項　目	日　時	研修項目	研修内容及び講師（敬称略）
土地利用	2月28日(金)	農地法Ⅱ	（１）農地法３条・４条・５条の許可申請について 講師：宇都宮市農業委員会担当者

※土地利用研修会の後半は、質疑応答形式で進めたいと思いますので、講師の方に質問がある方は、事前に質問を受け付けたいと思います。
２月２１日（金）までにＦＡＸ（028－635－1410）にて事務局までお願いいたします。

受講料：５００円　　・研修時間帯：午後２時から午後５時

項　目	日　時	研修項目	研修内容及び講師
パソコン	2月21日(金)	エクセルを利用した財務諸表の作成（２回目）	エクセルの基本的な機能を理解された中・上級者方向けの内容 １.入力画面の作成から表作成・表計算・ＩＦ関数・ＳＵＭ関数を利用して建設業様式の財務諸表への変換プログラムを作成します。 （前回の復習及び作成の継続） ※途中からの参加も可です。 講師：インストラクター　吉村美幸様
パソコン	3月 7日(金)	エクセルを利用した財務諸表の作成（３回目）	エクセルの基本的な機能を理解された中・上級者方向けの内容 １.入力画面の作成から表作成・表計算・ＩＦ関数・ＳＵＭ関数を利用して建設業様式の財務諸表への変換プログラムを作成します。 （前回の復習及び作成の継続し完成させる） ※途中からの参加も可です。 講師：インストラクター　吉村美幸様

☆使用するパソコンについては、７月号を参照してください。

栃木県行政書士会業務研修部

※参加ご希望の方は電話又はFAXにて、ご希望研修日の１０日前までに事務局までお申し込みください。
すでに申し込みされている方は、この案内による申込みは必要ありません。

TEL 028－635－1411　FAX 028－635－1410

支局情報

【小　山】

年末の交通安全運動実施

小山支部では、１２月２１日の午後１時から、ボランティアの一環として、栃木県交通安全対策協議会主唱の「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」に参加しました。

「みんなでなくそう年末の交通事故」をスローガンに、小山市喜沢の交差点において運転手の方々に軍手を配り、交通安全を呼びかけました。

３０分間と短い時間でありましたが、運転手の方々に交通安全を意識してもらえたのではないかと思います。　（支局長　太田　愛）

【宇都宮】

３月の「行政書類手続き相談」

日　時：平成１５年３月１０日（月曜日）
午前１０時～午後３時
場所：宇都宮市役所２階（市民相談室）
担当者：大久保英昭・片岡　忠

行政書士無料相談会

◎日　時　平成１５年２月２３日（日）
午前１０：００～午後３：００

◎場　所　小山市生涯学習センター
（ロブレ6階）

◎相談内容
① 土木･建設･解体工事等を行いたいとき（建設業許可申請）
② 住宅・店舗等を建設したいとき
（開発行為許可申請）
（農地転用許可申請）
③ 飲食店･レストラン等を経営したいとき（飲食業許可申請）
④ ゲームセンター等を経営したいとき
（風俗営業許可申請）
⑤ 会社を設立したいとき
（議事録・定款の作成）
⑥ 車を取得したいとき
（車庫証明、登録、廃車手続き等）
⑦ その他、何でも相談

◎相 談 員　栃木県行政書士会小山支部会員
◎主　催　栃木県行政書士会小山支部
◎問合せ先　小山市萱橋７３２－１　松井 勤一郎
TEL　0285－49－1038

快晴

最近ある月刊誌を仕事の相間に読むと、そこに作家「林真理子のおもてなしトーク」のタイトルを見出す。

その対談者はあの小野田寛郎さんでした。孤独なフィリピンでの戦いで終戦を知らず残置謀者として戦争を継続、１９７４年、３０年ぶりに帰還したニュースは、未だ記憶に残るものです。

小野田さんの対話の中で、自分が得たものは当然病気をしなかったことと、苦闘の半生を乗り越え、つねに忠実に前へ前へと進んで来たとのことでした。

戦争中なにもないルバング島の自然の中に生きてきて、人間一人がいかに弱い存在かを実感したと云う。

悪夢の大東亜戦争の中、宇都宮大空襲、連日の艦載機による銃撃等、中学２年時（旧制）に味わった悲惨な日々二荒山東に下宿していたため早目の爆撃で火の海の中逃げたこと、終戦後の食料不足の中、耐乏生活をせざるを得なかった。

当時１４才、下宿も転々とし、学徒動員もあり、中島飛行場で戦闘機組立、更には終戦間際に大谷の地下工場での作業等、学生であり子供としての自覚など全くなかった、多くの諸先輩方が戦場へ行かれ、はかりしれない生涯をすごされたことを思うと、ほんの一時の体験と思う。

小野田さんの３０年間は、我々には空想の中に存在するドラマチックな話しである。

（那須支局長　君島健司）

支局かわら版

６００年以上続く粟野の伝統行事

－鹿沼支部－

平成８年１１月に指定を受けて、国の重要無形民俗文化財となっている粟野町の発光路（ほっこうじ）強飯式が新年早々の１月３日に行われました。

発光路は、隣の足尾町に通じる道路の途中にある上粕尾地区内の集落で、粟野町の中心部より車で３０分ほどのところにあります。

強飯式は、発光路地区の鎮守妙見神社の強力行事として行われていますので、神社で祭り当番の受け渡しをしてから郷土文化保存伝習館に移動して始まります。

発光路の強飯式は、日光開山の祖、勝道上人のゆかりの地で日光連山の一角にあたる横根山一帯を修業の地としていた修験者たちにより延文年間（1355～1360年）から伝えられているといわれています。そして、日光山輪王寺の強飯式と軌を一にする「日光責め」の流れをくんでいるとのことです。

強飯行事は、山伏と強力が氏子や招待者の受け人に米飯、いも、酒など大量の飲食物を強いる儀式ですが、時をきめて人間界を訪れる神仏に心を込めたごちそうを出してもてなす「神人共食」の儀式の意味を持っているのだそうです。

呼び太鼓が打ちならされると、さっそうとした装束の山伏とわらだすき姿のいかめしい強力が登場し、「酒なら33杯、湯が５杯、強飯75膳がお定まり。１粒１菜の許しはないぞ」と大声を張り上げる。そして、高盛りされた赤飯を「もっと食え」と強要したり、責棒で氏子たちの首を押さえつけたり、ユーモアたっぷりの口上を述べたりするので、見物客が笑いを起こしてしまう場面ももあります。

なお、この強飯式は５年に一度行われてきましたが、重要無形民俗文化財の指定を受けてから毎年正月３日に行うようになったそうです。

（支局長　和賀井良雄）

軽自動車協会と業務連格協議会開催

1月17日（金）、栃木県軽自動車協会と当会との業務連絡協議会が開催されました。

協会より岩瀬会長、三田保管場所届出対策委員長、岸田副委員長代理、大石副委員長代理、槌谷専務理事が、当会からは小林会長、宮嶋副会長、清水運協会長、そして渡辺、佐藤、松本の３人の副会長が出席しました。

協議は（１）「行政書士法一部改正に伴う提出手続代理」（２）「軽自動車保管場所届出における問題点」ついて行われ、（１）は小林会長が経緯説明と、プロとして行政書士の責任は重くなると締め、（２）は清水運協会長が申請書の委任行為等の詳細な説明が行われました。

協会側からは保管場所届出率の向上対策を重点的に実施していきますとの報告があり、車庫証明受注件数も伸びていく可能性ある事が期待されました。

短時間でしたが、お互いの情報交換と交流が有意義に推移し閉会しました。

【参考】

現在、軽自動車の保管場所届出義務等の適用地域は宇都宮、足利及び小山の３市です。

●軽自動車を購入したら直ちに車庫の新規届出
●車庫の変更は15日以内に変更届出
●車を持っての転入は15日以内に新規届出又は変更届出

以上の届出をしない場合、又は虚偽の届出をした場合は、10万円以下の罰金に科せられます。

（運営協議会副会長　松本明）

車庫証明宇都宮センター会議及び新年会を開催

1月２５日土曜日、車庫証明申請宇都宮センターは「ホテル丸治」にほぼ全会員を集めて会議を開いた。

この会議によって、これまで別個に扱っていた軽自動車の車庫申請を宇都宮センターに移譲し、全会員が申請業務を行うことが正式に決定した。

また、昨年１２月に連合会が開催した伝達義務研修会に参加した手塚理恵会員より、「ワンストップサービスのグランドデザイン」と題されて行われた講義の報告があった。

自動車関係の諸手続きのワンストップサービス化は平成１７年運用開始にむけて準備が進められている。申請業務に携わる者がその改編に適合した業務を続けるには、それなりの準備が不可決であることを認識させられた。

先の見えない構造的不況が続く中、車庫申請業務もまた低迷を続けているが、加えてこうした時代の流れや変化にどう向き合っていくのか、問われるべき時が間近に来るのだろう。

不安と期待の入り交じるような会議の後、「新年会」が引き続き開かれた。来賓の小林行政書士会会長、軽自動車協会の槌谷氏のご挨拶をいただいた後、長時間にわたって和やかな宴が催された。（深見史）

6度目の年男

那須支部　君島　健司

２００３年、明けましておめでとうございます。私も年男として、昨年１１月２５日付の書士会からのおしらせで、６回目の年男を迎えたことを一層強く意識した次第です。

日本ではなじみの薄い動物といわれているが、意外と生活のなかに大きくかかわっているそうだ。

元日の下野新聞に「列島ひつじ発見伝」を見て事更に歴史と羊のアイテムを知り、知識を得た。

現役時代ヨーロッパ出張研修の折り、特にテムズ川周辺の広大な草地に、羊の大群が放牧されて見事な程に芝刈機の役目を果して、大自然の美を助長している光景を想い出しています。

羊が日本に来たのは、飛鳥時代（５９９）年と日本書記にあるそうです。

羊は群れで移動して、リーダーはいないとの事。私達の群は何人位いるのでしょう。元気に頑張りましょう。

政連だより

支部長会と幹事会の合同会議

日行連では平成１４年度第１回支部長会と同じく１４年度第３回幹事会を、同一議題審議とする合同会議が１月２３日午後５時３０分から日行連会館で開催された。

当日は支部長３７名、幹事４０名であった。その会議の概要について報告をいたします。

冒頭、会長は年賀の祝詞に合わせ昨年度は運動の成果により懸案の申請手続代理、代理人として契約その他の書類作成と電子政治関連３法案の成立もあり、書士法の一部改正により大きな前進を得た。今後は更なる目的達成に強く歩を進めたい。又今年は統一地方選の年度に当り関係者の推せんと支援について各単会で拡充強化策を願いたい。特に衆議院議員の選挙も一応考慮されることから日政連として積極的な対応を講じて行くと抱負が述べられた。

次に会長が議長となり、次の議案の審議がなされた。

（１号議案、平成１５年度運動方針案）

この審議では議決権が幹事だけにあるので承知されたい旨告げられ、執行部から提案に対する説明がなされた。

１．基本方針

イ、さきに行政書士法の一部改正があり懸案より一歩前進があったが、国の規制改革や地方分権、司法制度の改革、ＩＴ社会化、特殊法人等の見直し等、今後の変遷に対応する行政書士の将来像を構築し、書士が国民の利便に資するための制度確立をはかる

ロ、国会等の対策と選挙への取組強化

ハ、組織の強化と財政の確立を図る

２．運動の具体的方針について

前年度より方針を継続し執行面も踏襲これの拡充強化策を図る

以上の説明について了承し決定された。

報告事項

報告事項は次の４点である。

１．平成１４年度運動方針の具体的推進について

２．日本行政書士政治連盟規約施行規則の一部改正について

３．平成１５年新年賀詞交歓会の開催について

４．電子政府関連３法について

以上について（１）については各部の担当者からの報告を了とした。

（２）については次の会議に付すための提示で代議員等の選任等に関する改正であり、了とした。

（３）の賀詞交歓会には国会議員も来られるので出席の役員は全員参加されることを要望された。

（４）については官報所載事項説明があり了とした。

その他の事項について

畑幹事長から当面の活動状況報告と今後の運動を会の基本方針に添って活発な制度確立への展開をして参る旨を述べられ、午後６時５０分閉会した。　（日行連幹事　秋田　豊）

１月７日（火）　渡辺よしみ氏を囲む温和会・新春の集い
出席者：小林会長

１月１１日（土）西川公也氏後援会総連合会・新春互礼会
出席者：宮嶋副幹事長　岡井総務委員　金敷総務委員　秋田日政連幹事
鈴木宇都宮支部長　小林副支部長　鈴木副支部長　工藤副支部長

１月１８日（土）森山まゆみ氏後援会　新年・法務大臣留任を祝う集い
出席者：小林会長

１月２６日（日）加藤緑平氏　新春の集い
出席者：小林会長　鈴木宇都宮支部長　小林副支部長　鈴木副支部長
工藤副支部長　鈴木（清）会員

訂正しお詫び申し上げます

１月号Ｐ５ 未年生まれの桑久保昇先生の文章の中で誤りがありました。
正しくは真闇暗→真暗闇です。
また、１月号で一部落丁がありました事お詫びいたします。

栃木県行政書士会員の動き

【入　会】　（平成14年１月31日現在）

	支部・氏名	会員番号 登録番号	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所	電話	備考
	小山	１７８６	H15.1.10	329-0214	小山市乙女3-12-21 エミネンス小山1-102	0285-45-5188	
	宇津井耕二	03120027				FAX 45-5188	
	宇都宮	１７８７	H15.1.10	329-0432	河内郡南河内町大字仁良川1542-7	0285-48-0211	
	飯野時十郎	03120028				FAX 48-0211	

【退　会】〔訃報　栃木支部　福富喜一会員のご冥福をお祈り致します〕

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
小山	渡辺直吉	H15.1.9	廃業	栃木	福富喜一	H15.1.30	死亡

お知らせ

平成14年度 行政書士試験の合格者について

平成14年度受験者数は、全国で67,040名、合格者12,894名、平均合格率は19.23％でした。

県内では、受験申込者1,052名、うち受験者910名、合格者は、133名でした。合格率は14.62％と、昨年の4.5％を大きく上回りました。

試験地	平成14年度受験申込者数	平成14年度受験者数	平成14年度合格者数	合格率
福島県	798	693	93	13.42%
茨城県	1,238	1,056	161	15.25%
栃木県	1,052	910	133	14.62%
群馬県	1,236	1,045	172	16.46%
埼玉県	4,036	3,456	713	20.63%
千葉県	3,195	2,716	592	21.80%
東京都	16,530	13,796	3,441	24.94%
神奈川県	2,880	2,416	472	19.54%
新潟県	1,039	880	139	15.80%
静岡県	1,961	1,667	254	15.24%

『ダンス！』―20世紀初頭の美術と舞踊―

会　場　栃木県立美術館
会　期　2003年２月９日（日）～３月23日（日）
休館日　月曜日、２月１２日（水）
観覧料　一般800円（700円）、大高生500円（400円）、中学生以下無料
（　）内は20名以上の団体料金

同時期に開催の常設展示：「映像の世紀」
常設展示会期：2003年2月9日（日）～3月30日（日）

主　催　栃木県立美術館

問合せ先　栃木県立美術館
宇都宮市桜4-2-7　〒320-0043
電　話 028-621-3566
URL http://www.art.pref.tochigi.jp/

編集後記

日本は不景気と言いながらグルメやダイエット。餓死する話も余り聞かない。贅沢が身について、基準が高すぎての不平不満で、まずは世界平和を願ってしまう。独裁者の都合で失う命があるなんて許せない。私達仕事があって食べていけることは幸せ。新春企画！末年生れの方達の声を頂けて仲間冥利、新鮮でした。

行政とちぎ　２月号No.314
発行人　栃木県行政書士会
代表者　小林一二
〒320-0046　宇都宮市西一の沢町１番22号
電　話 028-635-1411(代)
ＦＡＸ 028-635-1410
メールアドレス gyosei-totigi@muh.biglobe.ne.jp
ホームページ http://www5a.biglobe.ne.jp/~gyosei09/
編　集　広報部
定　価　250円
印刷所　有限会社　高久印刷

（栃木県行政書士会員の講読料は会費の中に含まれます。）